

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 工藤 大輔

1 日時

平成 21 年 4 月 14 日（火曜日）

午前 10 時 3 分開会、午前 10 時 55 分散会

2 場所

第 1 委員会室

3 出席委員

工藤大輔委員長、郷右近浩副委員長、佐々木一榮委員、中平均委員、千葉伝委員、小野寺研一委員、高橋比奈子委員、吉田洋治委員、久保孝喜委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

菅原担当書記、熊原担当書記、花山併任書記、佐々木併任書記、八重樫併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 総合政策部

高前田総合政策部長、中村総合政策部副部長兼首席政策監、
八重樫国体推進課総括課長

(2) 総務部

菅野総務部長、菊池総務部副部長兼総務室長、八重樫税務課総括課長、
八矢予算調製課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 請願陳情の審査（総合政策部関係）

受理番号第 60 号 2 巡目岩手国体の開閉会式・陸上競技を岩手県営運動公園で開催
することについて請願

9 議事の内容

○工藤大輔委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。菅原担当書記、熊原担当書記、花山併任書記、八重樫併任書記。以上でございます。

次に、先般の人事異動により新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。初めに、

総合政策部の人事紹介を行います。高前田総合政策部長を御紹介いたします。

○高前田総合政策部長 高前田でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○工藤大輔委員長 高前田総合政策部長から、総合政策部の新任の方々を御紹介願ひます。

○高前田総合政策部長 それでは、私から紹介させていただきます。

小山康文政策調査監、千葉彰政策推進課調整課長、小向正悟政策推進課政策課長、高橋勉政策推進課評価課長、杉村孝秘書課総括課長、長岡栄一郎調査統計課総括課長、川口眞広聴広報課総括課長、清水一夫広聴広報課情報公開課長、菅原芳彦広聴広報課報道監。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○工藤大輔委員長 次に、地域振興部の人事紹介を行います。加藤地域振興部長を御紹介いたします。

○加藤地域振興部長 加藤でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○工藤大輔委員長 加藤地域振興部長から、地域振興部の新任の方々を御紹介願ひます。

○加藤地域振興部長 御紹介申し上げます。工藤孝男副部長兼地域企画室長でございます。

菊池正佳地域振興支援室長でございます。次に、佐々木幸弘地域企画室交通政策参事につきましては、申し訳ありませんが、本日は所用のため欠席でございます。鈴木浩之地域企画室企画課長でございます。平野直地域企画室交通課長でございます。小原敏文市町村課総括課長でございます。紺野由夫 I T 推進課総括課長でございます。菅野義克 I T 推進課行政情報化課長でございます。高橋厚地域振興支援室県北沿岸振興課長でございます。以上でございます。

○工藤大輔委員長 次に、総務部の人事紹介を行います。菅野総務部長を御紹介いたします。

○菅野総務部長 菅野でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○工藤大輔委員長 菅野総務部長から、総務部の新任の方々を御紹介願ひます。

○菅野総務部長 では、紹介申し上げます。高橋嘉行参事兼人事課総括課長でございます。

黒田敏彦総務室法務私学課長でございます。金田学総務室入札課長でございます。八矢拓予算調製課総括課長でございます。八重樫幸治税務課総括課長でございます。吉田拓管財課総括課長でございます。高橋誠総合防災室防災消防課長でございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○工藤大輔委員長 次に、出納局の人事紹介を行います。古内会計管理者兼出納局長から、出納局の新任の方々を御紹介願ひます。

○古内会計管理者兼出納局長 それでは、紹介申し上げます。小守武義管理課長でございます。南館俊則指導審査課長でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○工藤大輔委員長 次に、人事委員会事務局の人事紹介を行います。熊田人事委員会事務局長を御紹介いたします。

○熊田人事委員会事務局長 よろしくお願ひ申し上げます。

○工藤大輔委員長 熊田人事委員会事務局長から、人事委員会事務局の新任の方を御紹介

願います。

○熊田人事委員会事務局長 及川明職員課総括課長でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○工藤大輔委員長 次に、監査委員事務局の人事紹介を行います。千田監査委員事務局長を御紹介いたします。

○千田監査委員事務局長 千田です。よろしくお願ひいたします。

○工藤大輔委員長 千田監査委員事務局長から、監査委員事務局の新任の方々を御紹介願ひます。

○千田監査委員事務局長 奈須川博司監査第一課総括課長でございます。小原一信監査第二課総括課長でございます。

○工藤大輔委員長 次に、警察本部の人事紹介を行います。島村警務部長から、警察本部の新任の方々の御紹介を願ひます。

○島村警務部長 警察本部の新任の職員を紹介いたします。大志田文一生活安全部長でございます。小方政司刑事部長でございます。遠藤貞造交通部長でございます。佐藤善男警務部参事官兼首席監察官でございます。吉田修警務部参事官兼警務課長でございます。伊藤牧男監察課長でございます。中村三男警務部参事兼情報管理課長でございます。小野寺憲一生活安全部参事官兼生活安全企画課長でございます。菊池義憲生活安全部参事官兼地域課長でございます。川村裕司刑事部参事官兼刑事企画課長でございます。昆睦夫刑事部参事官兼捜査第一課長でございます。吉田尚邦交通部参事官兼交通企画課長でございます。佐藤哲夫交通部参事官兼運転免許課長でございます。青柳晃警備部参事官兼公安課長でございます。川村邦光総務課長でございます。

以上で警察本部の紹介を終わります。

○工藤大輔委員長 これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

これより請願陳情の審査を行います。受理番号第 60 号 2 巡目岩手国体の開閉会式・陸上競技を岩手県営運動公園で開催することについて請願を議題といたします。

初めに、岩手国体の準備状況等について執行部の参考説明を求めます。

○八重樫国体推進課総括課長 それでは、3月23日の当委員会以降、開閉会式会場の選定に関する国体準備委員会の検討状況につきまして御説明いたします。

まず、3月23日の当委員会の翌日でございますが、準備委員会の第5回の総務企画専門委員会を開催いたしまして、開閉会式会場の選定について検討を行いました。その中では、2月県議会におきまして、県営運動公園の施設整備については準備委員会での検討や議論を考慮することとされたこと。それから、総務委員会及び商工文教委員会における請願陳情の審査状況などについて事務局から説明を行いました。

また、県の教育委員会からは、県営運動公園の多目的屋内練習施設と陸上競技場の第2種整備の内容を、それから盛岡市の教育委員会からは盛岡市の要望の趣旨について、それぞれ

出席を求めて説明を受けたところでございます。

なお、総務企画専門委員会は明後日、第6回の委員会を開催いたしまして、再度、県教委と盛岡市教委から詳細な説明を受け、質疑、意見交換を行う予定といたしております。

次に、準備委員会の常任委員会についてでございますけれども、3月30日に第3回の委員会を開催いたしまして、開閉会式会場に関する県議会の審議状況や専門委員会における検討状況について、お手元に配付いたしております第71回国民体育大会開・閉会式会場の検討状況についてという資料に基づきまして説明を行いました。

まず、資料をお開きいただきたいのですが、資料ナンバー1によりまして、開・閉会式会場の選定スケジュール予定について、それから資料ナンバー2によりまして、県議会における請願陳情の審査、議決状況について、それから資料ナンバー3によりまして、国体開・閉会式及び陸上競技場の開催地選定に関する決議について、それから一つ飛びまして、資料ナンバー5によりまして、開・閉会式会場等選定に関する要望の状況につきまして、それからまた1つ飛んで、資料ナンバー7によりまして、総務企画専門委員会で検討中の開・閉会式会場等選定の評価調書、これにつきましてはまだ検討の途中の段階でございまして、県営運動公園の施設整備に関する内容はまだ含まれてございません。その検討状況について説明を行い、意見交換を行ったところでございます。

なお、資料ナンバー4の県営運動公園の整備案と、資料ナンバー6の県営陸上競技場の整備に係る盛岡市の意向についてという資料につきましては、今月20日の準備委員会の常任委員会におきまして、県教委と盛岡市教委からさらに詳細な資料を追加提出していただいて、それぞれから説明を受けて、質疑、意見交換を行う予定としてございます。

また、20日の常任委員会では、審議の参考とするために、みたけと北上の陸上競技場の現地調査を実施することといたしてございます。

なお、この間3月27日には、盛岡広域市町村長懇談会から、昨年の9月の要望以降、2回目の要望書が提出されておりました、盛岡市長を初めとして広域の首長の方々と、あと県の教育長、総合政策部長が面談して意見交換を行ってございます。

それでは、資料ナンバー7の評価調書について、若干説明をさせていただきたいと思っております。これは、専門委員会でまだ検討中の段階でありまして、今後修正とか追加等が考えられるものでございます。

まず、評価調書の構成についてでございますが、1ページの目次を御覧いただきたいと思うのですが、大きくはローマ数字のⅠとⅡで開会式と閉会式と分けてございまして、開会式では位置づけとイメージ、そして比較検討するための開催規模の算定、候補地の絞り込みを行います、その絞り込まれた施設について条件の比較検討を行ってございます。

それから、2ページ目の開会式の位置づけとイメージでございまして、開会式の日程は、オープニングプログラム、式典前演技、式典、式典後の演技に区分されておりました、大体午前10時ごろから午後4時ごろまでの日程で行うものでございます。

次に、3ページの開会式開催の規模についてでございますが、これは会場選定の前提とい

たしまして、参加者数がある程度想定しなければ、観覧席の数とか輸送のためのバスの台数などを比較検討することができないということから算定するものでありまして、実際に開催する規模については、会場地が決定された後に準備委員会の中で検討されることとなろうと思います。

表の上段が式典施設の観覧席に影響がある着席者数でありまして、下段がオープンスペースなど、待機場所に影響のある非着席者数として、原則過去5年の平均人数を算定してございます。

それから、次に4ページの候補地の絞り込みですけれども、国体開催基準の式典施設は約3万人収容できる施設となっておりますが、実際は中段の表にありますように、必ずしも3万人を超える施設とはなっておりませんで、日体協からも施設基準はあくまでも目安であり、必ず守らなければならないものではないということは確認してございます。

平成16年以降の施設を見ますと、収容人員の最小人数が1万5,000人でありまして、本県でそれ以上の収容人員を有する体育施設は、県営運動公園の陸上競技場、それから県営野球場、北上総合運動公園陸上競技場の三つの施設となっております。

国体開会式の場合は、安全と警備の関係から、すべての観覧席を固定席にすることが求められておりまして、この三つの施設の芝生席を固定席にした場合の観覧席数を秋田県の例を参考に試算いたしますと、5ページにありますように、黄色で網がけしてあるところですが、県営運動公園が2万2,000席、県営野球場が1万7,000席、北上が1万3,000席というふうに、収容人員よりもちょっと少なくなるということでございます。

続きまして、オープンスペースについてでございます。待機場所とか物販などの仮設テントを設置する十分なスペースが必要なわけでございますが、北上が一番多く確保できまして、県営野球場についてはほとんどオープンスペースがない。県営運動公園は、通路等で分散されておりますけれども、配置は可能となっております。

次に、国体の主役であります選手の入場行進者数についてでございますが、愛媛県の資料を参考にいたしますと、陸上競技場では約1万人、野球場だと約4,000人しか行進ができないということになってございます。

以上の観点から、県営野球場につきましては開会式の開催は困難でございまして、候補会場地は県営運動公園と北上総合運動公園の2施設としたものでございます。

続きまして、7ページをお開き願いたいのですが、この二つの候補会場地を対象にいたしまして、選定要領で定めました選定の基本的考え方に掲げます選定条件について検証してございます。

まず、式典施設についてでございますけれども、考慮すべき項目ごとに整理いたしますと、次の表のとおりとなっております。

収容人員は県営運動公園が3万人、北上が2万2,000人、固定席にすれば、それぞれ2万2,000席と1万3,000席、北上を県営運動公園と同じ席数を確保するとした場合は、北上については9,000席の仮設スタンドが必要となりますけれども、北上には仮設スタンドを設

置する後背地のスペースが十分にありますことから、2万2,000席を確保するための仮設スタンドを設置することは可能であろうと考えられます。

雨天対策用の体育館は、県営運動公園の場合は県営体育館とかアイスアリーナ、北上の場合は、同じ敷地内にある総合体育館が想定されてございます。

皇室対応、ユニバーサルデザインについてでございますが、県営運動公園にはエレベーターがございませんで、貴賓室とかロイヤルボックスも老朽化してございます。また、観覧席には車いす用のスロープは設置してございません。北上は、エレベーターは設置済みで、貴賓席と控え室はございますが、ロイヤルボックスは仮設の対応が必要となるということでございます。

次に、式典運営のための会議室等の諸室の確保ですが、8ページの上の表が秋田国体の施設と比較したものでございます。黄色い網かけ部分がメインスタンドの諸室の面積で、県営運動公園が1,700平米、北上が2,800平米となっております。秋田と比較しますと、北上はほぼ同じ面積を確保できまして、県営運動公園は約1,000平米不足するという状態でございます。不足する分につきましては、プレハブなどの仮設建物の対応が必要となります。

以上のことについて評価いたしますと、県営運動公園は観覧席では県内で最も多い受け入れが可能であります。建設から40年以上経過し、施設の老朽化が進んで大規模改修が必要ではないか。また、運営のための必要な諸室が不足ぎみでございまして、仮設事務所などの対応が必要となります。

それから、北上は比較的新しく、現有施設の有効活用ができて、運営のための諸室も秋田と同程度で、整備費については抑えることが可能でございますが、収容人員を他県並みに確保するためには仮設スタンドの設置が必要となります。

続いて9ページのオープンスペースの件についての検討でございますが、県営運動公園は選手団の待機場所といたしまして、現在のラグビー場を想定いたしております。他県の例では、サブトラックを待機場所としておりますが、県営運動公園は300メートルのトラックということで狭いために、広さのあるラグビー場を想定してございます。

北上は、平成11年インターハイを参考に、選手の待機場所は補助競技場、いわゆるサブトラック、物販とかは陸上競技場に隣接する運動場に配置する予定としてございます。

オープンスペースを評価いたしますと、県営運動公園は、園内通路とか樹木があるために分散している。そのために、県営武道館などの公園外も活用した工夫が必要となるだろうと考えられます。

北上は、隣接地に十分なスペースがあり、スムーズな移動が可能でございます。

次に10ページの運営についてでございます。式典役員は、県職員と会場地市の職員を想定してございます。盛岡は十分な人数が確保できると思われ。補助員等につきましては、ボランティアや学生を想定してございまして、ボランティア団体の数は、県認証のNPO法人の数、大学生、専門学校生、高校生は両市の周辺の学校の在籍者数となっております。

出演者は、県内各地の郷土芸能も想定されますけれども、多くは地元の団体や子供たちが

想定されますので、児童生徒数と各市の吹奏楽部のある高校の数を入れてございます。

運営面について評価いたしますと、盛岡は十分に確保できる、練習等への参加も容易であろうということが考えられますが、北上市は周辺市町村の協力が必要となってくるだろうということでございます。

それから、次に11ページの選手団の輸送についてでございますが、選手団は競技会場地となった場所の宿泊施設、いわゆる競技する場所の宿泊施設に泊まって、開会式の朝に開会式の会場に移動してくることになります。これらの参加する選手とか一般観覧者の輸送を鉄道、計画輸送バス、シャトルバスなどで輸送することとなりますけれども、先催県の例を参考に台数を想定したものでございます。

県営運動公園につきましては、I G Rを利用できますことから、計画輸送バスとかシャトルバスの台数を北上よりは抑えることができるのではないかと考えられます。

次に、駐車場についてでございますが、県営運動公園は公園内の駐車場と近隣の県営体育館、武道館、小中高の校庭、そして民間の土地などを想定してございます。

それから、北上は平成11年インターハイのときの配置を参考に計画してございます。公園内の駐車場、隣接する小中高、民間の駐車場を想定しております。県営運動公園、北上とも、駐車場の必要台数は確保できるものと考えられます。

輸送について評価いたしますと、両市とも県内各地からほぼ2時間以内で移動可能でありまして、県営運動公園については周辺に公共の施設が多く、協力要請の了解が得られやすいのではないかと考えられます。北上については、公園内の駐車場が多いということでございます。

12ページの交通についてでございますが、会場までの移動手段につきましては、県営運動公園はI G Rを利用できることが大きな違いでございます。最寄りの駅につきましては、新幹線駅の盛岡駅、北上駅ともほぼ同じ距離となっておりまして、高速のインターチェンジにつきましても、ほぼ会場と同じ距離になってございます。

渋滞対策についてでございますが、県営運動公園は御存じのとおり、民家、商業施設が立地し、交通量は多いですが、会場の周辺に道路が四方に確保可能であることから、計画的に交通計画を立てた場合、あるいは規制をきちんとやった場合は、大規模な渋滞はある程度回避できるであろうと考えられます。

北上は、国道4号から外れたところに入り口がありますし、また交通量は、県営運動公園に比べると少なく、また金ヶ崎インターチェンジから国道4号に出ずに直接会場に行けるということから、交通量の多い国道4号には影響が少ないのではないかと考えられます。

続いて13ページの宿泊についてでございますが、式典運営関係者や各都道府県本部役員の宿泊が想定されますが、盛岡のほうがやはり収容能力は高いものでございます。なお、北上市内の宿泊能力は少ないわけでございますが、高速道路を利用すれば、盛岡市、花巻市内の宿泊施設も利用可能であろうと考えられます。

市町村の協力についてでございますが、盛岡市、北上市とも開催を希望、人的協力を行う

旨の確認はとってございます。

14 ページのその他の項目につきましては、開催パターンについてですが、同一施設で行う場合と分離で開催する場合を比較いたしますと、分離開催は施設整備の面からは非効率となっている。両方に施設を設けなければならないということで、仮設費で言いますと、同一施設で行っていくものの約 1.5 倍程度の費用がかかるのではないかと予想されます。

大規模スポーツイベントの実績につきましては、北上では平成 11 年のインターハイ、平成 17 年の全国スポレク祭の総合開会式を開催しております、さらには平成 23 年に行われるインターハイでは陸上競技を開催することとなっております。

陸上競技の県の団体である岩手県陸上競技協会の意向についてでございますが、県営陸上競技場を建てたい、そこで開催したいという意向でございます。北上の陸上競技場については、国体は開催可能であるという確認はとってございます。

以上の検証項目についてまとめましたのが、15 ページにあります検証結果の概要でございます。

それから、次の 16 ページの一覧表は、今まで述べてきた項目について一覧表にまとめたものでございまして、網かけ部分、黄色の部分それぞれの候補地の特徴ある部分となっているものでございます。

最後に、18 ページの閉会式会場の選定についてでございますが、閉会式の開催規模は、総参加人数が約 1 万人程度から 2 万人となっております、着席者数を見ますと 8,000 人から 1 万 4,000 人となっております。候補会場である 2 施設とも十分対応できるものと考えられます。

閉会式につきましては、各県の多くの選手に参加していただくために、最終日まで多くの都道府県がかかわります陸上競技会場で開催することが通例となっております、こうした例を踏まえながら選定していく予定としております。

以上が専門委員会で検討中の評価調査の内容になりますけれども、今後は県営運動公園の施設整備に関する項目なども追加いたしまして、さらに検討を進めていく予定でございます。

なお、今説明いたしました評価の内容につきましても、これから変更がある可能性もありますので、そこのところは御了承をお願いいたします。

以上で参考説明を終わらせていただきます。

○工藤大輔委員長 次に、本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○佐々木一榮委員 確認のために何点かお尋ねしたいと思います。30 日の常任委員会、私もメンバーでございますので参加しましたが、ほとんど議員が発言していきまして、民間の方で発言されたのは商工会連合会の小川さんぐらいだと記憶しているのですが、そのときに盛岡市長からも相互負担のお話もありましたし、議会での経過説明が議員のほうからあったように、委員会自体が議論が煮詰まらなかったのではないかとということで、来週月曜日、2カ所現地調査ということで御案内をいただいております。

そこで、30 日にも申し上げたのですけれども、そもそもこの請願の採択された商工文教委員会によると、1 種にするために、確認ですが、幾らかかりますでしょうか。まずその金額ですね。仮に 1 種に持っていく場合。その場合に、たしか、小野寺委員が、前日も言われましたけれども、補助金、交付金が 2 分の 1 国からあるよという話でした。要は、今計画している県の負担分、2 種でやるという負担分、それから 1 種にした場合の県の負担分がどのぐらいふえるのか。

それから、盛岡市、滝沢村、雫石町初め周辺からどのぐらいの相互負担がいただけるのかという部分については、やっぱりこれはきちっと私はつかんでおくべきだというふうに思っています、それをお尋ねいたしますし、それから、仮にそうなった場合、1 種にする場合は当然今議会で予算執行も見合わせるようにといった決議、これについては、もう恐らく県営運動公園は無理ということになるかと思しますので、その移転先も今後、私は順番としては、1 種でやる場合にはそうになっていくだろうと思うのですが、まずその確認をさせていただきたいと思います。

○八重樫国体推進課総括課長 当部で以前経費につきましては出しておるのですけれども、そのときに出した数字は 100 億円余りという形で想定してございます。あのときは観覧席が 2 万席ということでございますが、ただ陸上競技場、1 種と申しましても、北上の場合は 50 億円より下でできていますし、あとワールドカップをやっているような県では、250 億円とか 500 億円とかさまざまなスタジアムがございまして、一応今回は県で想定した規模の施設、それから盛岡が実際どの程度の規模の施設、あるいは整備費がどれぐらいかかるのかというのも、20 日の常任委員会のときに示してもらうことにいたしておりますので、そのときにお示しできればと考えてございます。

それから、1 種、2 種による県の負担につきましても、そのときに国庫を引いたり、市とかの負担とかあるわけですが、それらの財源についてもお示ししたいと思います。

それから、広域の負担につきましては、盛岡市教委のほうに事務的にはいつているのですが、市長は市議会の中で、他県の例を参考に 1 割から 2 割の負担を考えているという発言はしているけれども、実際の率とか額については、やはり市議会の了解を得ないとはっきりしたことはしゃべれないのではないかというような話は聞いてございますし、あと広域の負担の話につきましても、具体的な数字は、数字というか、ちょっと把握していないという回答を得てございます。

○佐々木一榮委員 答弁漏れで、金額はともかく。では 1 種で、仮にです、今の県営運動公園を 1 種にしましょうと、その予算を出しますよと仮になった場合に、調査費が、県議会のほうで予算執行を見合わせるようにという決議をしましたね。するとドーム、これは 1 種にした場合できなくなりますね。これは確認です。県営運動公園内に 1 種の競技場を作ろうとした場合にドームはできなくなるという判断でいいですか。

○八重樫国体推進課総括課長 厳密に申しますと、例えば今の県営陸上競技場とか北上クラス、いわゆる建ぺい率の問題にかかわりますので、建築面積が小さい形の 1 種であれば絶

対不可能ということはないと思います。ただ、通常 100 億円とかで他県でつくられているスタジアムの建築面積のものがあそこにつくられれば、ドームと共存するのはなかなか難しいかなというふうに考えてございます。

○工藤大輔委員長 ほかにありませんか。

○久保孝喜委員 私も 2 点ほどお伺いしたいと思うのですが、きょういただいた資料のナンバー 5 に、これまでの開・閉会式等の選定に係る要望一覧というのが出ておりますが、これだけ見ますと、盛岡近辺といますか、盛岡周辺の要望しか受けとめていないというような、そういう感じにどうしてもなってしまうのですが、評価調書の中でも書いてあるとおり、例えば北上市などは、そういう準備があると、ぜひにという希望を、これまでも例えば知事に対する県政要望の際なんかには私は申し上げてきているのだというふうに思うのですが、そういうことがきちんと客観的に示されないと、何か盛岡だけから要望があつて、北上はいいかみみたいな、そういうふうに受けとめられかねない。

私が聞いている限りでは、例えば北上市の立場は、選定基準そのものを私たちは了としているのだと。したがって、選定基準の中で粛々と決めていただければいいのですと、こういうことですから、その上で、行政が前に立って、ある意味で県内で綱引きが起こるような、そういう事態は避けたいと、こういうふうな態度だというふうに北上市は聞いておりましたし、そういうことからしても、県に対する要望が全くないとか、あるいはそういう希望をしていないとかということに取られるような情報の出し方というのは、これは極めてよくないのではないかなというふうに思うのですよ。それが第 1 点。

それから、第 2 点目は、これまでのさまざまな要望の中で、選定基準そのものをこうしなさいと、あるいはこうすべきだというようなそういう要望というのは今まであったのかどうかということですね。そこをお聞きしたいというふうに思います。

○八重樫国体推進課総括課長 北上市からは、いわゆる開・閉式会場を決める際に、盛岡からも北上からも書面でちゃんと出していただいておりますし、開催を希望する、開催するとなればこういうことで協力できるというようなことは書面でいただいておりますが、改めて要望書とか陳情書とかというような形では、私が承知している範囲では聞いておりませんので、今まで出た正式の要望書という形で資料のほうに載せていただいておりますこととでございます。

それから、先ほど評価の選定基準について何か意見があつたことはあるかということですが、今までのところ、特に、基準の設定の仕方がおかしいのではないかとかというような意見は余り出てきていないように感じます。

○佐々木一榮委員 今の久保委員の、この 13 ページの市町村の協力のところの開催を希望という部分なのですが、2 月定例会の予算委員会だと記憶していますが、当時インターハイを北上に持つてくるときに、盛岡に譲ってもらったというか、それで北上に決まったと。今回北上としては、盛岡にお返ししなければだめなのみたいな発言が議事録に残っているのですけれども、当時のことはよくわからないのですが、そのようなことというのはあつた

のでしょうか。

○八重樫国体推進課総括課長 前回の委員会でも話したわけですが、私も議会におりましたけれども、議会の事務局に会議録や議運とか、幾つか記録を調べていただいたのですけれども、請願の最後のあたり、時期は平成4年の10月か11月ごろだと思いますが、請願が何件か各地から出ていたのですが、それを全部取り下げることになって、盛岡市のほうで取り下げのときに議長のところに行ったわけですが、——菊池正義長だったと思いますけれども、行ったときに、正式な文書かメモかちょっとわからないのですが、一応形としては、次に国体とかの大きな大会をやるときは盛岡での開催を配慮願いたいみたいなことをそのとき申し入れたような形の記録には残ってございまして、多分それは議運でも報告されたと思いますが、ただその結果、議会でするという意思表示を決定したというように記録は残ってはいないようでございます。

○佐々木一榮委員 そうしますと、この委員会でいろいろ議論していますけれども、さまざまな請願とか陳情等が上がってくるわけですが、あくまでもそのレベルでの考え方ということで、どうも委員会での発言を聞いていますと、盛岡市と北上市が、もう既にそういうようなことを公式にあったような雰囲気での議事録になっていましたので、それであえて確認しましたが、往々にして今のようなお話を聞けば、理解はあることだという認識でありますので、そういう約束はなかったというふうに私は理解させていただきます。

○工藤大輔委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤大輔委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○郷右近浩委員 私も先日の準備委員会、委員長代理ということで出席させていただいておりました。そうした中にありましても、それぞれ発言した方が、先ほど佐々木一榮委員のほうからもお話がありましたとおり、議員の方々の発言が非常に多く、またその中におきましても、以前のインターハイのときのそうしたような話があったかのような話であり、またさらには盛岡、そして盛岡広域の中での負担、こうしたものの金額が一体どのようなものかといったような質疑等もございました。

ただ、それ自体、きょうの委員会の質疑の中で、20日以降にしなければわからないといったような部分であり、きょういただきました今回の資料の中にも、盛岡のほうで、13ページですか、市町村の協力の中に応分の負担を行う旨言及ということでの盛岡の整備ということでもう既に記載されておりますけれども、こうした部分がどうしてもなかなかはっきりしないといった中で、議会のほうで主導権を握って、これからやっと一次のさまざまな競技の開催場所が決まってきているという中におきまして、今議会のほうで、あそこにしろ、ここにしろ、というような、そうしたような決定的なものをつくり上げていくというようなことは、私はなじまないのではないかというふうに考えます。

さまざまなそうした条件、いろいろな負担額であり、そうしたものがそろってからとい

うことで、私はよろしいのではないかと思ひ、本日の委員会の方針としては継続にすべきものというふうに考えるところでございますので、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

○工藤大輔委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○工藤大輔委員長 継続審査との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○工藤大輔委員長 御異議なしと認めます。よって、本請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって、請願陳情の審査を終わります。

この際、総務部長から、専決処分について発言を求められておりますので、これを許します。

○菅野総務部長 年度末に行わせていただきました専決処分につきまして、その内容を御報告申し上げたいと存じます。

地方税法の一部改正に伴いまして、去る3月31日に、岩手県県税条例の一部を改正する条例を専決処分させていただいたところでございます。お手元に岩手県県税条例の一部を改正する条例要綱を差し上げておりますので、御覧を賜りたいと思ひます。これは3月31日に公布されました平成21年度税制改正に係る地方税法の一部改正法に基づき、同改正法のうち4月1日に施行される分につきまして専決処分をさせていただいたものでございます。

条例の具体的内容につきましては、条例要綱の第2を御覧いただきたいと思ひます。改正点は大きく4点ございます。

一つ目が、(1)の個人県民税の優良住宅用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例の延長、二つ目が(2)の不動産取得税について、住宅用建物及び土地に係る税率を4%から3%に軽減する特例措置及び宅地評価土地に係る課税標準を2分の1にする特例措置の適用期限をそれぞれ3年間延長しまして、平成24年3月31日までとすること、三つ目が(3)のアと(4)のアでございますが、自動車取得税及び軽油引取税の目的税から普通税へのいわゆる転換、四つ目が、(3)のイでございますが、環境負荷の小さい自動車の取得に係る自動車取得税の時限的特例措置の創設となっております。

また、(4)のイにつきましては、免税軽油という制度がございましたが、軽油引取税が一般財源化されたことに伴いまして、道路を使用しない場合につきましては、免税軽油という制度がございましたが、今回それが目的税ではなくなりますので、その根拠を失うことになるわけでございますが、負担の激変緩和を図る等の理由によりまして、平成24年3月31日までの3年間存続することとされたところでございます。

また、道路特定財源の一般財源化に関連いたしまして、さきの2月議会において議決をちょうだいいたしました平成21年度予算の予算科目について、旧法に係る部分と新法に係る部分について分離して検討する必要が生じたところでございます。歳入予算の総額を変え

ずに予算科目の一部を組み替える専決処分をあわせて同日付でさせていただいたところ
でございます。

この内容につきましては、6月県議会定例会におきまして承認を求める議案として専決
処分の報告議案を提出させていただきたいと存じております。

今回の税制改正に係るもののうち、6月議会以降に条例改正を行いましても、いわゆる施
行上問題のない部分につきましては、今回の専決処分の範囲には含めず、次の6月議会以降
の適切な時期に県税条例の一部改正案を県議会に提案させていただきたいと考えておりま
す。よろしくお願い申し上げます。

以上が平成21年3月31日に専決処分をさせていただきました県税条例についての報告
でございます。以上、よろしくお願い申し上げます。

○工藤大輔委員長 連絡事項でございますが、当委員会の県内・東北ブロック調査についま
しては、さきの委員会において決定をしましとおり、5月26日から27日まで、1泊2日
の日程で実施したいと思います。追って通知をしますので、御参加をよろしくお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたしま
す。